

第7編

海上災害対策編

第1章 基本的考え方等

第1節 計画の目的

本編は、宮崎県にかかる海上における船舶の坐礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の有害液体物質、廃棄物の排出及びそれに伴う火災（以下「海上災害」という。）が発生した場合に、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、国、県、市町村等関係防災機関及び漁業協同組合等関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

海上災害対策に関し、防災責任者が処理すべき事務又は業務の大綱は、総論第2章に定めるところによるほか、次のとおりとする。

1 宮崎県

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 災害の規模等に応じた災害警戒（対策）本部・支部の設置
- (3) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
- (4) 関係防災機関への協力要請
- (5) 関係防災機関との連絡調整
- (6) 宮崎県救護班の出動
- (7) 日本赤十字社宮崎県支部及び国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (8) 市町村等が行う排出油の拡散防止・除去活動への協力
- (9) 排出油防除資機材の調達・斡旋

排出油防除資機材とは、次のものをいう。

油吸着材、油処理剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等

- (10) 排出油が河川、港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者、隣接県等に対する通報及び河川、港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (11) 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
- (12) 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護・保全
- (13) 漁業者、観光業者等の復旧支援
- (14) 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言

2 宮崎県警察本部

- (1) 被害実態の把握及び関係防災機関への通報
- (2) 被災者の救出・救護及び身元確認
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
- (5) 現場保存
- (6) 遺体の収容及び検死
- (7) 関係防災機関の活動に対する支援

3 市町村

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）

- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
- (6) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示
- (8) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 排出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (10) 排出油防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漁業者、観光業者等の復旧支援

4 第十管区海上保安本部（宮崎海上保安部）

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報、協力要請
- (2) 災害対策本部等の設置
- (3) 海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の搜索
- (4) 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
- (5) 船舶火災及び死傷病者の地上搬送に係る最寄りの市町に対する出動要請
- (6) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の開催及び排出油等災害対策総合調整本部の設置
- (7) 事故原因者等に対する排出油の応急防除措置の指導
- (8) 排出油の拡散防止、回収等の応急防除措置の実施
- (9) 一般船舶の安全確保及び船舶交通の規制
- (10) 死傷病者の身元確認
- (11) 応援医師及び緊急物資の海上輸送

5 自衛隊

- (1) 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の搜索
- (2) 消火並びに排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (3) 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送
- (4) 交通規制の支援

6 九州運輸局

救援船舶のあつ旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

7 九州地方整備局

排出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動

8 漁業協同組合（漁業協同組合連合会）

- (1) 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
- (2) 被害組合員に対する融資又は斡旋
- (3) 生産資材、応急資材等の確保又は斡旋
- (4) 海上災害防止センターとの委託契約に基づく排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (5) 漁業関係者の被害補償の取りまとめ

9 海上災害防止センター

- (1) 海上保安庁長官の指示に基づく排出油防除措置の実施
- (2) 船舶所有者等の委託に基づく排出油防除措置の実施
- (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有

第3節 事故原因者等の責務

石油類を排出させたタンカー等船舶の所有者、占有者又は船長等災害発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

- 1 第十管区海上保安本部（宮崎海上保安部）、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議
- 2 現地における事故対策本部の設置（海上における事故の場合は、最寄りの陸上）
- 3 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- 4 遭難船舶乗組員等の捜索・救助活動
- 5 現地における医療その他の応急措置
- 6 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- 7 見無人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- 8 排出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
- 9 排出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
- 10 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- 11 被害者の損害に対する補償対応

（タンカー事故の場合原則的には、油濁損害は、先ず船舶所有者（又はP&I保険）が賠償し、これを上回る損害については、国際油濁補償基金が上限を定め補償する。）

第4節 日向灘近海における船舶交通の特性等

宮崎県沿岸に広がる日向灘は、東シナ海と太平洋を結ぶ船舶交通の要衝である大隅海峡の東端に位置する海域である。

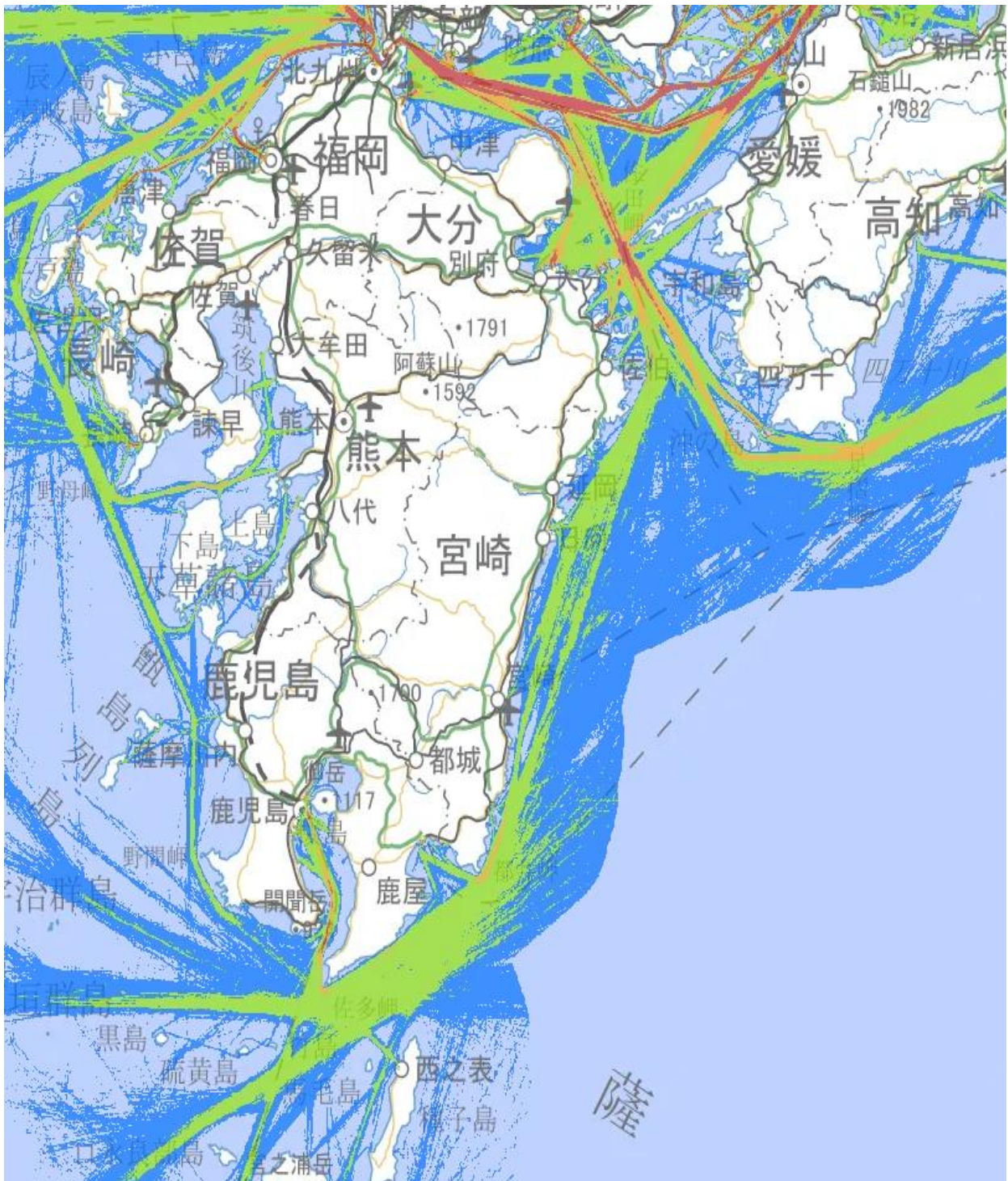
当海域では、宮崎港・細島港・油津港といった県内重要港湾への入出港船に加え、大隅海峡と瀬戸内海間を南北に往来する船舶が多数通航している。

海象面では黒潮が航行に大きな影響を与えており、特に日向灘を南下する船舶は、潮流を避けるために宮崎県沿岸近くを航行する傾向が認められ、これにより沿岸部で操業する地元漁船との輻輳（ふくそう※）が生じやすい状況にある。

近年、油流出を伴う重大な海上災害は発生していないものの、漁場と大型船の航路が重複していることから、常に警戒を要する海域である。

※船舶が一定箇所集中して混み合う状態

◆九州近海の船舶通行量（海洋状況表示システム（海しる）【海上保安庁】）



◆日向灘を航行する船種別隻数表

(単位：隻) ←

船種	令和6年												計	(参考) 平均/日
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
貨物	879	896	930	907	947	909	918	853	891	887	895	1,006	10,918	29.9
タンカー	332	299	306	281	290	270	277	246	287	277	278	316	3,459	9.5
その他	316	315	367	399	361	352	389	318	310	337	323	349	4,136	11.3
計	1,527	1,510	1,603	1,587	1,598	1,531	1,584	1,417	1,488	1,501	1,496	1,671	18,513	50.7

・同表は、海上保安庁によりAIS（船舶自動識別装置）情報を元に算出した日向灘を航行する船舶の交通量（AISを搭載しない漁船等の小型船舶を除く）を示したものであり、同海域において1日50隻程度の航行が確認できる。←

◆日向灘を航行する船種別隻数の詳細

(隻数)

船種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	総計
貨物	879	896	930	907	947	909	918	853	891	887	895	1006	10918
タンカー	332	299	306	281	290	270	277	246	287	277	278	316	3459
不明	262	258	300	320	307	294	329	278	257	263	268	296	3432
他	21	21	14	16	11	13	23	15	20	20	23	19	216
客船	5	7	23	27	13	12	12	11	13	20	10	9	162
漁船	13	13	13	14	12	13	9	4	7	7	8	4	117
引き船	9	8	10	14	9	8	8	4	5	10	5	10	100
捜索救助船		1		2	3	3	1	2	2	3	2	3	22
警備保安船	2	2	2		1	2	1		3	5	2	1	21
曳航船	1	1	3	2		2	2	1	1	2	2	3	20
軍事作業船		1	1	1		1	2	1	1	2	2	1	13
帆船	1	1	1	1	2					2			8
曳航船 長200m.幅25m	1	1			1	1		1	1	1		1	8
予備	1	1		1	1	1	1				1	1	8
プレジャーボート				1	1	1		1		1		1	6
一般船・予備							1						1
浚渫 水中作業船						1							1
高速艇										1			1
総計	1527	1510	1603	1587	1598	1531	1584	1417	1488	1501	1496	1671	18513

第2章 海上災害予防計画

第1節 船舶の安全な運行の確保

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、石油会社、漁協、関係官庁等で構成されている宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会関係者等に対し、海上防災思想の普及、海上防災対策に関する指導・育成を行い、船舶の安全な運行の確保を図るものとする。

- 1 排出油等防除協議会関係者に対しては、定例会議等を利用して海上防災対策に関する指導を行うこととする。
- 2 危険物受入施設関係者に対しては、管理体制の充実・強化を指導することとする。
- 3 船舶乗組員に対しては、巡視船艇による訪船、立入検査時等の機会をとらえ海上交通関係法令等の周知徹底を図るとともに、安全運航の励行、危険物荷役時の安全確認等指導を行うこととする。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】

県、市町村、宮崎海上保安部等の関係機関は、海上災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近船舶の安全確保を図るため、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

第2款 活動体制の整備

活動体制の整備については、共通対策編第2章第2節第2款によるほか、以下のとおりとする。

危険物の排出時における活動体制の整備

【県、市町村、警察、宮崎海上保安部】

海上災害により危険物等が大量に排出した場合に備えて、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図るものとする。

第3款 救急・救助及び消防活動体制の整備

救急・救助及び消防活動体制の整備については、共通対策編第2章第2節第3款によるほか、以下のとおりとする。

1 海上災害用装備資機材の整備

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、船艇及び救難用機材（機付ゴムボート、投光器、高性能拡声装置等）の整備に努めるものとする。

【市町村】

市町村は、海上災害に備え、水難救助用資機材（救命用ボート、救護用ゴムボート、水上バイク、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等）の整備に努めるものとする。

【警察】

警察は、海上災害に備え、潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。

2 警察用船舶の広域運用に必要な措置

【警察】

警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の警察用船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、気象・海象情報の収集、係留場所の確保、燃料の確保、相互通信の確保、回航又は運航が可能な経路の把握等警察用船舶の広域運用に必要な措置を講じるものとする。

3 消防用資機材の整備

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、ガソリンポンプ、化学消火剤、消防ホース継手等の消防用資機材の整備に努めるものとする。

【市町村】

沿岸市町は、船舶火災用の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

4 宮崎海上保安部と沿岸市町消防機関との連携体制の整備

宮崎海上保安部と沿岸市町は、消防に関する業務協定を締結し、状況の変化に対応して必要な見直しを行うとともに、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について常時相互に交換するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 危険物等大量排出時の防除体制の整備

1 排出油防除資機材等の整備

【宮崎海上保安部、県、市町村、関係機関】

- (1) 宮崎海上保安部は、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤、油吸着材等の排出油防除資機材等の整備に努めるものとする。
- (2) 県は、海上災害による石油類の排出時に、市町村等が行う防除作業を支援するために必要とする排出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。
また、市町村その他関係防災機関、関係団体等が保有する排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。
- (3) 市町村は、排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備に努めるものとする。
- (4) 海上災害防止センターは、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な排出油防除資機材を保有する。

2 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の運営

【宮崎海上保安部、関係機関】

宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会を円滑に運営し、災害時に、会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努める。

なお、同協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油防除計画の策定
- (2) 排出油防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油防除に関する研修及び訓練の実施
- (4) 排出油防除活動の実施の推進

(5) その他排出油防除に必要な事項

第7款 海上防災訓練、研修等

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、大規模海難や危険物等の大量排出等を想定して、関係機関と連携して、排出油防除及び船舶火災消火のための訓練を実施する。

【県】

県は、沿岸市町で実施する県総合防災訓練等の機会をとらえ、沿岸市町、宮崎海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携のもとに、大規模海難や危険物等の大量排出等海上災害への対応を迅速・的確に行うための訓練の実施に努めるものとする。

第3節 海上災害及び防災に関する調査研究

【県、宮崎海上保安部】

県及び宮崎海上保安部は、海上災害に対する防災活動を適切かつ効果的に実施するために必要な防災関係資料の収集及び調査研究を行う。

第3章 海上災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

県は、県又は近隣する海域等において海上災害が発生したときは、所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、市町村等が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

1 情報連絡本部の設置

次の場合は、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置し、危機管理局職員による情報連絡体制を確立し、災害対策準備体制をとる。

- (1) 海上災害が発生し、人命救助のため知事による自衛隊に対する災害派遣要請の必要が生じたとき
- (2) 海上災害の発生により、県域の海岸に排出油等が漂着する可能性があるとき
- (3) その他海上災害に関して、危機管理局長が必要と認めたとき

2 災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

次の場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置し、警戒体制をとる。

- ア 海上災害が発生し、多数の人命に損害が及ぶおそれが生じたとき
- イ 海上災害の発生により、県域の海岸等に排出油等が漂着する等被害が及ぶおそれがあり、厳重な警戒体制をとる必要が生じたとき
- ウ その他海上災害に関して危機管理統括監が必要と認めたとき

(2) 本部員

災害警戒本部の本部員は、「宮崎県災害警戒本部設置運営要領」第4条第4項に規定する各課長及び福祉保健課長、水産政策課長、漁業管理課長及び港湾課長のうち災害警戒本部長が必要と認める課長とする。

(3) 災害警戒本部（支部）の業務

災害警戒本部（支部）は、主として次の業務を行う。

- ア 災害及び被害状況の調査並びに情報の収集及び伝達
- イ 本部長の指示事項の各部及び支部への伝達
- ウ 宮崎海上保安部、市町村等関係防災機関及び関係団体との連絡調整
- エ 県、市町村等関係防災機関及び関係団体の備蓄する排出油防除資機材の状況の点検（特に、オイルフェンス等の配備、展張等の調整）
- オ 警戒活動の実施

3 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

知事は、次の場合は災害対策本部を設置する。

- ア 海上災害が発生し、多数の人命に損害が生じ、又は生じるおそれがあるとき
- イ 海上災害により、排出油等の漂流進路予測、県内各地の被害発生状況に関する情報等により、県域の海岸等に多量の排出油が漂着し、又はそのおそれがあるなど相当な被害が予想されるとき
- ウ その他海上災害に関して、知事が必要と認めたとき

(2) 組織

排出油災害のときは総合対策部に次の班を追加する。なお、関係課は職員を班員として派遣するものとする。

- ア 水産対策班

関係課 漁業管理課 水産政策課

事務分掌

- (ア) 水産資源保護のための応急対策に関すること
- (イ) 水産関係団体からの情報収集・連絡調整に関すること

イ 廃油処理・環境対策班

関係課 環境管理課 循環社会推進課

事務分掌

- (ア) 廃油の回収、処理に関すること
- (イ) 環境対策に関すること

4 総合調整機関の設置

県災害対策本部等は、関係機関の排出油の防除対策を円滑に進めるため、次の基準により総合調整機関を設置し、必要に応じて県が開催するものとする。

なお、防災基本計画等に基づく「連絡調整本部」又は「非常災害現地対策本部」が設置され、当該本部で漂着油の回収を含む総合調整が実施される場合は除くものとする。

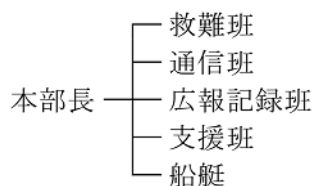
総合調整機関の設置基準	主要参加機関等
<p>防除対策の調整等が必要な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンカー等の船舶の海難事故が発生し、宮崎県沿岸に漂着の可能性がある場合 ・宮崎県沿岸に排出油が漂着し、現場での排出油の防除対策の調整が必要な場合（被災船舶の除去等を含む） 	<ul style="list-style-type: none"> ・九州地方整備局宮崎港湾・空港整備事務所 ・宮崎海上保安部 ・宮崎地方気象台 ・九州地方整備局宮崎河川国道事務所 ・陸上自衛隊、航空自衛隊 ・宮崎県（県警察本部を含む関係部局） ・沿岸関係市町 ・海上災害防止センター ・海事鑑定人 ・事故原因者（船主等）

第2款 市町村の活動体制の確立

市町村は、当該市町村の区域に海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、市町村災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

第3款 宮崎海上保安部の活動体制の確立

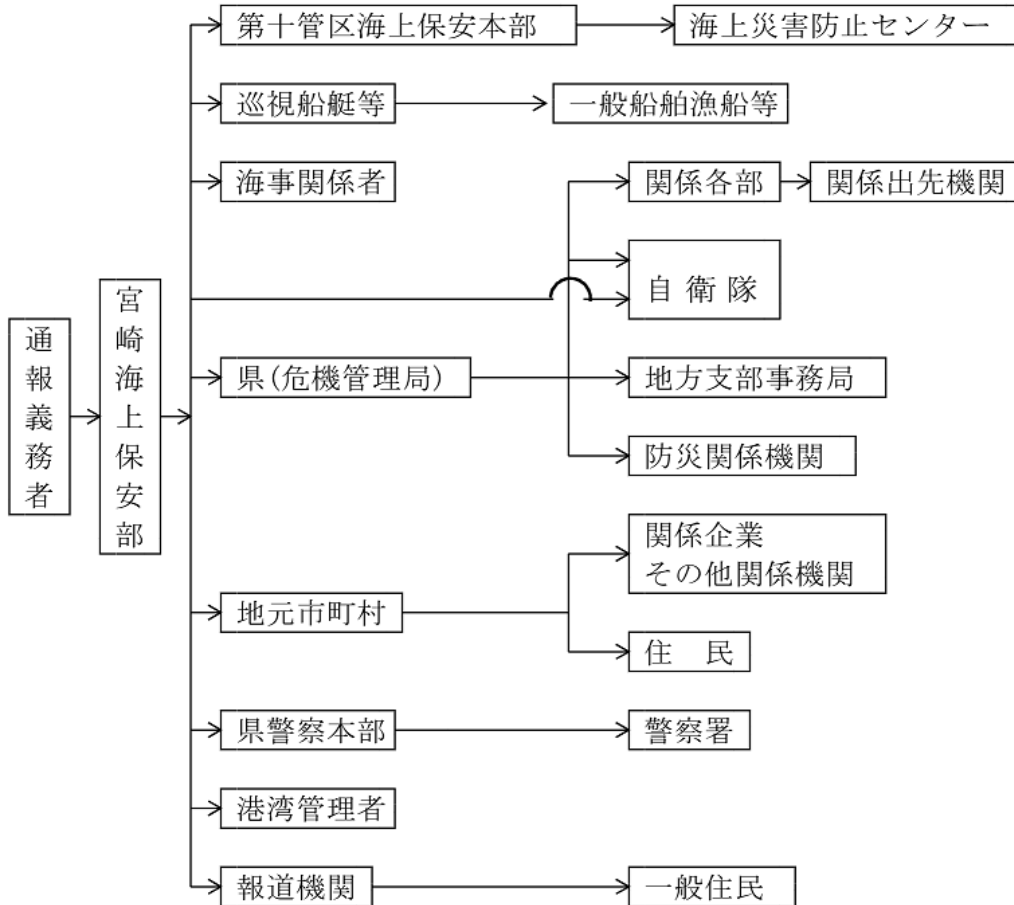
宮崎海上保安部は、海上災害が発生したときは、必要な場合、宮崎海上保安部災害対策本部を組織し、応急対策を実施するものとし、必要に応じ、県、市町村等関係防災機関及び関係団体に協力を要請するものとする。



第2節 情報の収集・連絡

第1款 通報連絡系統

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。



第2款 早期の被害状況の把握

【宮崎海上保安部】

海上における航空災害が発生した場合においては、速やかに巡視船艇又は航空機を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

【県】

県は、早期に海上災害に係る被害の状況を把握するため、宮崎海上保安部等からの情報収集に努める。

また、必要に応じ警察用航空機等からの画像伝送、災害現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

県は、収集した情報を、他の関係機関、関係団体、隣接県等関係者に伝達するものとする。

【警察】

警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

第3節 広域応援活動（共通対策編）

第4節 搜索、救助・救急及び消火活動

搜索、救助・救急及び消火活動については、共通編第3章第4節によるほか、以下の通りとする。

【宮崎海上保安部】

- (1) 海上災害が発生し、人命の救助及び財産の保全をする必要がある場合には、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊を災害発生海域に派遣し、海上から救助活動を行うとともに、必要に応じて警察、消防機関、自衛隊等関係機関及び関係団体に対し協力を要請する。
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。
- (3) 危険物等が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生の防止、航泊禁止措置又は避難指示を行う。

【警察】

警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

なお、沿岸における搜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。

【市町村】

市町村は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な搜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。消火活動については、次により行うものとする。

下記に掲げる消火活動は消防機関が担任し、宮崎海上保安部はこれに協力するものとする。

- (1) 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災
- (2) 河川湖沼における船舶火災

上記以外の海上災害における消火活動は宮崎海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

第5節 医療救護活動（共通対策編）

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、共通対策編第3章第6節によるほか、以下のとおりとする。

【宮崎海上保安部】

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は指示する。
- (4) 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。

第7節 危険物等の大量排出に対する応急対策

第1款 排出油等災害対策総合調整本部の設置

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、海上災害により油等が排出され、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合には、次により、排出油等災害対策総合調整本部（以下この章で「総合本部」という。）を設置し、関係機関一体となって応急対策に当たるものとする。

1 排出油等の災害による人命救助、消火、排出石等の防除、船舶の安全確保及び沿岸住民に対する被害防止等の対策を実施する関係機関の連携を密にし、その対策の調整を図るため、必要に応じ宮崎海上保安部長が、同保安部に総合本部を設置する。

2 総合本部が設置された場合は、関係機関の長は、総合本部に防災担当者を派遣するものとする。防災担当者は、関係機関との排出油等対策の調整について協議するものとする。

【県、警察、消防等関係機関】

県、警察、消防等関係機関は、総合本部が設置された場合は、職員を派遣するとともに、その運営に協力するものとする。

【事故原因者】

事故原因者は、総合本部に出席し、災害状況や事故原因者が今後取る措置等について説明を行うものとする。

第2款 各機関における被害状況等の把握

1 県

県は、海上災害により、石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

(1) 被害報告の集計

地方支部長は、管内市町村から報告のあった排出油漂着状況、油防除措置実施状況等を取りまとめて災害対策本部に報告する。

(2) 現地調査の実施

市町村から応援を求められたとき、その他必要と認められるときは、速やかに職員を派遣して、次の現地調査を実施する。

ア 排出油の漂着及び漂着が予想される海岸線の陸上パトロール

イ 県有船舶による海上調査

ウ 必要に応じ、警察用航空機や自衛隊ヘリコプターの出動を要請し、上空からの調査を実施する。

2 市町村

市町村は、当該区域又は近隣海域において海上災害により石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況を取りまとめて所轄県地方支部を経由して、県災害対策本部に報告するものとする。

(1) 油漂着状況報告

当該市町村の区域内に排出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

(2) 油防除措置状況報告

当該市町村の区域内に排出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

ア 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）

イ 実施作業内容

- ウ 実施予定作業内容
- エ 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）
- オ 不足する防除資機材の状況（種類・数量）
- カ 防災出動勢力（人員・隻数）
- キ 排出油等の回収量
- ク 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）
- ケ 使用した油処理剤の数量
- コ 作業済み割合
- サ 問題点等特記事項

(3) 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

3 警察

警察は、危険物等の大量排出等の海上災害が発生した場合においては、警察用航空機、警察用船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

4 事故原因者等

- (1) 船舶の船長は、当該船舶から海洋・河川への大量の油の排出があったとき、又は排出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。
また、海面に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。
- (2) 事故原因者等又は海上災害防止センターは、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、県災害対策本部（災害対策本部が未設置又は廃止の場合は危機管理局）に逐次報告する。

第3款 流出油の防除・除去計画

1 防除方針の決定

【宮崎海上保安部、県、市町村、関係機関】

- (1) 排出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。
- (2) 排出油等の防除は、排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うにあたっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油排出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な排出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。
- (3) 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。
なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。
- (4) 原因者活動のみでは十分な対応ができない場合、漂着油の防除について、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者が中心となって対応する。

2 防除作業の実施

【宮崎海上保安部】

(1) 排出油の拡散防止

事故船から大量の油が排出したとき、又は排出が予想されるときは、事故船船主、船舶代理店

(以下「事故船関係者」という。)に対して、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに必要に応じて排出油の拡散防止にあたらせる。

(2) 事故船の災害局限措置

油排出等の災害の拡大を防止するため、事故船関係者に対し、事故船関係者が保有している消火機材及び排出油防除資機材の活用並びに積載油の抜き取り移し替え等について指導する。

(3) 排出油の回収及び除去

ア 事故船関係者に対して、排出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。

イ 緊急を要し、かつ、必要と認める場合は、海上災害防止センターに対し海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき排出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。

ウ 排出油による急迫した危険を防止するため、事故船関係者の対応が不十分なときは、被害を最小限にとどめるため自ら排出油防除資機材による応急措置を講じ、関係防災機関、関係団体等に対し派遣を要請する。

エ 総合本部を運営し、会員たる関係防災機関の協力を得て排出油防除活動を実施する。

(4) 事故船の移動

事故船舶に防除措置を施した後、必要に応じて、巡視船又は曳船等により事故船を事故海域から他の安全海域へ移動させる。

(5) 漂流物の除去等

海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は指示する。

【県】

(1) 市町村の行う排出油の防除作業を支援するものとする。

(2) 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じて職員を派遣し防除作業を実施する。

(3) 市町村の行う防除作業に必要な排出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・斡旋を行うとともに、排出油防除資機材が不足するときは、「九州・山口9県災害時相互応援協定」等に基づき他県等に対し提供の協力を要請するなどにより、その確保に努めるものとする。

(4) 回収した油等の処理施設を紹介し、回収油の適正な処分が行われるよう指導するものとする。

【市町村】

(1) 事故原因者等の要請に基づき、必要に応じて排出油の除去に協力するものとする。

(2) 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため、必要に応じて回収等応急の防除措置を講ずるものとする。

(3) 必要がある場合は、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の設定を行う。

【警察】

関係機関と密接に連携し、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

【海上災害防止センター】

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、排出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合連合会等を介して実施する。

【漁業協同組合（漁業協同組合連合会）】

海上災害防止センターと漁業協同組合連合会との契約に基づき、必要な排出油の防除措置を実施する。

【事故原因者等】

(1) オイルフェンスの展張、その他排出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。

(2) 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の排出防止措置を講ずる。

(3) 排出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。

(4) 回収した油の適正な処理を行う。

3 回収計画の策定

市町村は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効

率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

なお、回収計画の策定に当たっては、回収油の一時保管場所の指定管理を考慮するものとする。

第4款 油回収作業従事者の健康対策

1 実施責任者

被害地における健康対策は、市町村が実施するが、市町村の要請があった場合及び県が必要と認めた場合には県が行う。

2 健康相談の実施

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、市町村は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

(1) 活動体制

ア 市町村は油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。

イ 協力要請を受けた保健所長は、市町村が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行う。

(2) 事業内容

ア 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の注意事項等についての普及啓発を行う。

イ 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

第8節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1款 広報活動

県をはじめ関係機関は広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

1 県の広報活動

県民への広報は、次のような項目について行うものとする。

- (1) 捜索、救助・救急活動の実施状況
- (2) 人命損失が生じた場合は、人数、氏名等
- (3) 県、市町村の措置状況
- (4) 排出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区域別）
- (5) 応急対策の実施状況
 - ア 出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）
 - イ 排出油の回収量
 - ウ 作業地域
 - エ 主な使用資機材
 - オ 翌日の作業予定
 - カ その他
- (6) 回収した油の搬出作業状況
- (7) 環境影響等に関する調査の実施結果
- (8) ボランティアの要請
- (9) その他必要と認められる事項

2 県民への広報要領

特に、県民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の

動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- (1) 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- (2) 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- (3) 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- (4) インターネットを利用すること。

3 各省庁に対する広報

県は、被害状況を写真等により記録収集し、県東京事務所を通じて、関係省庁、国会等に対する広報に努める。

第2款 被災者等への対応

【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】

- 1 海上災害により、死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業に係る情報をできる限りきめ細かく提供するものとする。
- 2 海上災害による石油類の排出においては、市町村は、被害地において臨時被害相談所等を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について適切に相談に応じ、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。
- 3 関係防災機関は、石油類排出に関する、被害地住民、県民、近隣県民等からの各種の問い合わせに対して、相談窓口を設置するなどによりそれぞれ担当者を明らかにして対応する。

第9節 ボランティアの受入れ

第1款 ボランティア受入環境の整備

- 1 漂着油の回収作業の実施には相当の人力を要し、災害ボランティアの協力が不可欠である。
- 2 このため、災害ボランティアが十分な活動を行えるよう、災害ボランティアの受入・派遣調整に当たる県・市町村社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密にし、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
- 3 県及び市町村は、県・市町村社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボランティア保険への加入促進の利便提供等ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努めるものとする。

第2款 ボランティアの受入上の留意事項

1 ボランティアのコーディネート

ボランティアを受け入れた市町村は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油回収作業現場に派遣するとともに、社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネーターの派遣を要請し、あるいはコーディネーターに携わるボランティアを募るなどして、ボランティアのコーディネート体制を整備する。

さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。

2 作業実施上の安全性の確保

作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前に、ボランティア保険への加入の有

無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するものとする。

第10節 環境保護対策

第1款 計画の方針

海上災害により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、県民の健康と生活環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

第2款 環境影響の応急及び拡大防止措置

海上災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

1 県の措置

県は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- (3) 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

2 市町村の措置

- (1) 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- (2) 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- (3) その他、県の行う施策に協力する。

第3款 文化財（天然記念物等）の応急対策

県及び市町村は、特別天然記念物青島亜熱帯性植物群落等文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

第4款 野生生物の保護

県は、油排出等により海鳥、海がめ等に被害が発生した場合には、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

第4章 海上災害復旧計画

海上災害による石油類等危険物の排出に伴う災害復旧については、共通対策編第4章災害復旧・復興計画によるほか、以下の通りとする。

第1節 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）

県、市町村等は、関係団体等と連携し、排出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

第2節 漁業経営安定対策の実施

県、市町村は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

第3節 中小企業経営安定対策の実施

県は、油排出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、関係機関と連携し、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

第4節 風評被害対策の実施

県、市町村は、油排出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

第5節 補償対策等

- 1 油排出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- 2 漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。
- 3 タンカーからの油排出に伴う、排出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償保障法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I 保険及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。
- 4 損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- 5 県、市町村は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について情報提供、又は助言を行うものとする。

第6節 事後の監視等の実施

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じ補完的な対策を講ずるものとする。

